

文京区内で起業にチャレンジする方を応援します!!

家賃補助あり!

令和7年度

無料経営相談つき!

チャレンジショップ支援事業

文京区内の空き店舗において起業される方等を対象に、チャレンジショップ支援事業を実施します。審査を経て認定された方は、家賃補助や経営相談が受けられます。

文京区内でこれから起業される方、既に起業された方のご応募をお待ちしております!

1 支援内容

※ 家賃補助・経営相談(その1・2)は10店舗まで
※ 地域貢献事業補助(その3)は3件を想定

●その1 家賃の補助

店舗の月額賃借料の**2分の1** (上限月額5万円) を**12**か月を限度として補助します。

●その2 専門家による無料経営相談

経営の専門家(中小企業診断士)を**3**年間**無料**で店舗へ派遣します(計**10**回以内)。

●その3 地域貢献イベント等を実施する際の補助

チャレンジショップ認定者が、地域の魅力・価値の向上につながる**イベント**の実施や**新商品を開発**した場合にその経費を補助します(認定**1**件につき上限額**10**万円)。

※ 過去に認定された店舗が行うイベントや新商品開発も対象になります。

※ 地域貢献事業は、地域の活性化、地域福祉の向上に資する事業とします。

申請をご検討の場合は、事前に経済課担当者までご相談ください。

2 支援対象者

(1) 区内の空き店舗において創業する個人及び法人

(2) 文京区創業支援セミナー「実践編」・「テーマ特化編」を受講後に区内で創業する個人及び法人

※ 令和6年5月1日から令和7年4月30日までの期間に、個人事業者の場合は税務署への開業届、法人の場合は法人設立登記を行った方が対象となります。

※ 過去に同業種で経営経験のある方は対象外です。

(例: 数年前に飲食店を経営しており、廃業後に再び飲食店を開く場合など)

※ 区内の空き店舗とは、次の全てに該当する店舗です。

ア 店舗として賃貸できる状況であるが、商業活動が行われていない店舗

イ 原則として建物の1階にある店舗。ただし、ショッピングセンターや大型商業施設内のテナント型店舗でないこと。

ウ シェアオフィス、コワーキングスペース等の補助対象者以外のものと空間及び設備を共用する形態又はバーチャルオフィス等の現地における事業の実態のない形態でないこと。

(*裏面に続きます)

3 支援対象事業

下記のいずれかに該当する事業を対象とします。

- (1) 飲食業、小売業、サービス業等、来街者の増加を促進する事業
- (2) 子育て支援、高齢者支援等、地域住民の生活の利便性を向上する事業

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用がある業種は対象外

4 申請方法

下記の申請書類をご準備の上、**郵送**または**文京区経済課窓口**までご提出ください。

【家賃補助・経営相談】

- (1) 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1、1-2）
- (3) 収支予算書（別紙2、2-2、2-3）
- (4) 直近年度の住民税の納税証明書**原本**
- (5) 個人事業者の方は開業届の写し、法人の方は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の**原本**
- (6) 店舗の外観や内観の写真
- (7) 賃貸借契約書の写し(全ページ)

※区ホームページに申請書等の記入例を掲載しています。

【地域貢献事業補助】

事業を実施される前に事前に経済課までご相談ください。内容を聞き取りの上、必要な手続きについてご案内いたします。

5 申請期間

- (1) 家賃補助・経営相談の申請（1 その1・2）
令和7年4月1日（火）～令和7年5月16日（金）【厳守】
- (2) 地域貢献事業補助の申請（1 その3）
令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）【厳守】

6 その他

- (1) 家賃補助・経営相談の支援申請後は、令和7年6月(予定)に区が実施する面接審査会に出席していただき、その結果に基づき支援の可否を決定します。
- (2) 家賃補助は令和7年7月分から開始し、四半期ごとに補助金を支払います。
- (3) 区では、商店会への加入を推奨しています。区内商店会のエリアの詳細については文京区商店街連合会のホームページをご参照ください。

【文京区商店街連合会ホームページ】 <http://www.b-kushoren.com/>

【お申し込み・お問い合わせ】 文京区 区民部 経済課 産業振興係

(窓口開庁時間：平日8:30～17:15) TEL: 5803-1173/FAX: 5803-1936

(URL) <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005160.html>

(Mail) b201000@city.bunkyo.lg.jp



▲区ホームページ